

## 災害時における歯科医療救護に関する協定

佐賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人佐賀県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国内で地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び佐賀県地域防災計画に基づき、甲が乙に対して行う歯科医療救護班の派遣要請その他災害時における歯科医療救護に関し、必要な事項を定める。

（歯科医療救護計画）

第2条 甲及び乙は、前条に定める歯科医療救護を迅速かつ適切に実施するため、甲乙協力のもと、あらかじめ歯科医療救護計画を作成するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯科医療救護班の編成計画
- （2）指揮連絡系統
- （3）その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣要請）

第3条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、乙に対し文書により行うものとする。ただし、災害の状況等緊急やむを得ない場合においては、口頭等により行うことができる。

3 乙は、前二項の規定による要請を受けた場合は、前条に定める歯科医療救護計画に基づき、直ちに歯科医療救護班を編成し、派遣するものとする。

（歯科医療救護班の活動等）

第4条 歯科医療救護班は、次に掲げる歯科医療救護活動（以下「歯科医療救護活動」という。）を避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所等において行うものとする。

- （1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- （2）後方医療機関への転送の要否及び順位の決定
- （3）避難所等における転送困難又は軽易な患者に対する歯科医療等の提供
- （4）その他状況に応じた措置

（歯科医療救護班の輸送）

第5条 甲は、通常交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送に必要な措置を講ずるものとする。

(歯科医療救護関係機関との連絡調整等)

第6条 甲は、乙が派遣する歯科医療救護班が効果的に歯科医療救護活動を行えるよう、救護所設置、要員派遣、搬送・受入等について、歯科医療救護関係機関との連絡調整を行うものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給に必要な措置を講ずるものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時における歯科医療救護活動が円滑に行えるよう、相協力して、災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関の確保を図るものとする。

(報告)

第9条 乙は、第3条の規定により派遣した歯科医療救護班が歯科医療救護活動を終了したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療救護班が歯科医療救護活動を行った場合に要する費用のうち、次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(災害救助法が適用された場合の費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療救護班が、災害救助法第24条又は第25条の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償する。

(派遣費用負担の例外)

第12条 前2条に規定する場合を除き、歯科医療救護班の派遣に要する費用は、乙が負担するものとする。

(補償)

第13条 甲は、歯科医療救護班の歯科医療救護活動に伴う事故に対応するため、傷害保険に加入し、当該保険料を負担する。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第14条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療救護班員が、災害救助法第24条又は第25条の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第29条及び災害

救助法施行令第13条から第21条までの定めるところにより扶助金を支給する。

(負傷等の報告)

第15条 乙は、歯科医療救護班員が、歯科医療救護に従事したために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(実施細目)

第16条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第18条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって、この協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月17日

甲 佐賀市城内一丁目1-59  
佐賀県知事 古川 康

乙 佐賀市西田代二丁目5-20  
一般社団法人佐賀県歯科医師会  
会 長 寺 尾 隆 治

